

価格差配合飼料補てん事業 事務処理要領一部変更

変 更 後	現 行
第 11 章 その他 5 (1) ～ (2) [略] (3) もし、必要な手続きをとらずに、契約の更新がないとき、 また、20%以上の契約数量の減少があったときは、補てん金のうち借入相当額の返済を求めるとともに、返還がない場合は借入金返済完了後も補てん契約ができないことになる。 <u>(削除)</u> 以 下 [略] <u>附 則</u> 変更後の要領は、令和 8 年度第 3 四半期基金間移動から適用する。 「 全農基金との基金間移動再開による変更…第 11 章の 5 の (3) のただし書きを削除 」	第 11 章 その他 5 (1) ～ (2) [略] (3) もし、必要な手続きをとらずに、契約の更新がないとき、 また、20%以上の契約数量の減少があったときは、補てん金のうち借入相当額の返済を求めるとともに、返還がない場合は借入金返済完了後も補てん契約ができないことになる。 <u>ただし、全農基金からの契約変更者で、本来ならば全農基金からの基金間移動者（転入者）に該当する者であるが、令和 5 年度からの全農基金での基金間移動停止に伴い、全農基金からの補てん金の返還対象者については、全農基金への返還がない場合でも、令和 5 年度以降全日基での補てん契約はできることになる。</u> 以 下 [略]